

第2章 [目指すまちの姿2]

市民みんなが心身ともに すこやかに暮らす糸満市

（健康・医療・福祉）

- 政策1 健康で健全に暮らす環境をつくる
- 政策2 支え合い、後押しする福祉環境をつくる
- 政策3 高齢者の保健福祉を充実させる

政策 1

健康で健全に暮らす環境をつくる



1. 政策の方針

市民が心身ともに健康で、誰もが生き生きと地域で暮らせるよう、健康への関心を高め、ライフステージに応じた健康増進を推進します。

特定健診やがん検診の受診率向上と、個々の健康状態にあわせた効果的な保健指導を行い、医療の適切な受診を促進します。加えて保険税徴収・保険給付の適正な実施により、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。

また、国民年金保険料の納付勧奨を行い、無年金者の発生防止として、免除申請等国民年金制度の周知・普及を行います。

2. 現状・課題

健康で健全に誰もが生き生きと暮らせる地域をつくるためには、市民が支え合う地域づくりが必要です。

市民が地域行事や公民館での活動・交流を通して心身の健康を啓発し合い、一人ひとりが個々の健康課題を把握し、自発的に生活習慣病発症予防、重症化予防、こころの健康づくりなどに取り組む仕組みが求められています。

市民の特定健診受診率は39.2%（平成30（2018）年度）と国の掲げる目標60%と開きがあり、特に働き盛り世代の40～50代の受診率が低い状況です。原因として、健康無関心層への働きかけがまだまだ不十分と考えられます。

国民健康保険制度は、安定的な制度運営のため県の設定する目標収納率に基づき保険税収入を確保するとともに、県内の保険税水準の統一による負担の公平化を図ります。

国民年金については、若年層の納付率が低下していることから、リーフレットやホームページ等を活用し、効率的・効果的な納付勧奨や免除制度の説明をより丁寧に行うなど、制度の周知活動が必要です。



健康診断

3. 指標

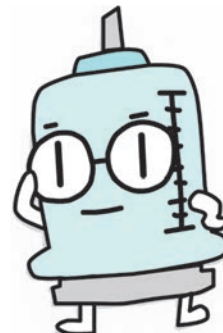
指標名	実績値 (H30年度)	目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
特定健診受診率（40～50代） [%]	26.3	28.3	33.3
国民健康保険税収納率（一般被保険者現年度分） [%]	93.38	94.40	95.00
国民年金納付率（現年度分） [%]	50.4	55.0	60.0

4. 施策の展開

（１）市民の健康づくり支援

医療機関と連携し受診勧奨を推進していくなど、特定健診未受診者対策に努めるとともに、市民の心身の健康づくりを支援します。

- ・生活習慣病等予防の対策（特定健診未受診者およびがん検診精査未受診者への受診勧奨、特定健診受診者への保健指導の強化など）
- ・生涯を通じた歯の健康づくりの推進（乳幼児健診、歯周病検診等各種健診事業の推進など）
- ・予防接種事業の推進（定期予防接種の推進、臨時予防接種への対応により重篤化の防止を図るなど）
- ・自殺予防対策の推進（命の尊さの普及啓発、こころの健康相談窓口の周知など）
- ・軽スポーツの推進（スポーツ推進委員を活用した軽スポーツ教室の開催および学校体育施設の活用促進など）



（２）保健基盤の充実

生活習慣病発症予防、重症化予防を行う専門職の人材の確保・育成の体制の充実を図るとともに、健康づくりをサポートする地域のボランティアの育成等を推進します。

- ・保健推進員等地域ボランティアの育成（健康づくりをサポートする地域ボランティアの育成など）
- ・専門人材の確保・育成（保健師・管理栄養士など資格者職員の採用、研修等への参加、関係機関との連携など）

（３）生き生きと暮らせる地域づくり

誰もが生き生きと地域で暮らせるよう、孤立化を防ぎ、社会参加を促進します。

- ・住民の交流の推進、世代間交流の促進（挨拶運動や地域の共同作業等の推進、地域行事への参加促進、補助金の交付等による自治会活動の支援、地域福祉懇談会の開催など）
- ・地域の拠点づくりとネットワーク（公民館や集会所の多目的利用の促進、公共交通網の整備、いとちゃんminiの本格運行・ルートの拡充、集団健診の周知協力依頼など）

（４）保険・年金制度の周知

医療費・保険税賦課徴収・保険給付の適正化および国民年金制度の適正実施の取り組みにむけ、国保財政・医療費と税の仕組み、年金制度について国保だより等の広報紙や広報車およびホームページを活用した周知・啓発に努めます。

- ・国民健康保険制度の周知・適正化（沖縄県と連携した事務の標準化・効率化および適正事務の確保、負担の公平化および医療費適正化の周知など）
- ・国民年金制度の周知・適正化（保険料納付勧奨、免除対象者への周知など）

5. 個別計画等

◇ 保健事業実施計画

◇ 糸満市食育推進・地産地消促進計画

◇ 健康いとまん 21

政策 2

支え合い、後押しする福祉環境をつくる



1. 政策の方針

支援を要する人に対して多様なニーズに応じた適切な支援が届くよう、福祉政策の拠点施設を整備し、相談体制や関係機関の連携を強化するとともに、地域で支え合う仕組みづくりを進め、支援の充実を図ります。また負のスパイラルを断ち切る支援、自立にむけた適切な支援の充実を図ります。

障がい者が希望に応じて地域で暮らしていけるよう、必要な福祉サービスの充実を図ります。

2. 現状・課題

本市の生活保護の状況は年々増加傾向にあり、令和元（2019）年度末で被保護世帯数は 995 世帯、保護率も 20.41%となっています。

生活困窮・生活保護世帯からの自立には、世帯員に対する就労支援や子どもの健全育成、学習支援、健康管理支援等による継続的な支援が可能となるよう適切な支援の仕組みや方法を検討する必要があります。引きこもりや 8050 問題（※1）など困窮世帯の課題が複雑多様化していく中で、次世代の生活保護世帯を生み出さないための早期的な支援が今後の課題です。

福祉政策の拠点である社会福祉センターは、建築から 38 年が経過し老朽化が進んでいることから、施設整備にむけた検討が必要です。

障がいのある人のニーズや福祉課題が複雑・多様化・深刻化する中、一人ひとりのライフステージに沿った支援を途切れることなく提供することが求められています。また、本人に対する支援だけではなく、家族の高齢化など、一体的に支援することが必要な事例も増えています。相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯に対しても将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていけるよう、支援機関の連携、分野を超えた施策の連携が課題となっています。



糸満市就労支援ガイドブック

（※1）8050 問題...「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるなど、引きこもりの長期化・高齢化の問題。

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
民生委員・児童委員の数 [人]	78	92	92
就労支援対象者が就労した数 [人/年]	49	59	59
福祉施設から一般就労への移行者数 [人/年]	15	15	20

4. 施策の展開

（１）社会福祉基盤の充実

セーフティーネットとして生活困窮者等への支援を充実させるとともに、自立にむけた支援を強化します。

- 民生委員・児童委員の確保および育成（民生委員・児童委員の活動の周知、研修等の充実など）
- 福祉拠点施設の充実（施設の修繕・改築、複合化や移転等の検討、関係機関との協議など）
- 生活保護世帯支援の充実（面接相談体制や関係機関等の連携強化、就労支援等による自立支援プログラムの充実、健康管理の支援やインフルエンザ等の予防接種の無料実施、就学援助による支援など）
- 生活困窮世帯等支援の充実（自立相談支援機関等との連携による自立相談、就労支援、住居確保、一時生活支援等によるホームレス支援、アウトリーチ（※1）等の充実など）

（※1）アウトリーチ…現場へ訪問して支援すること。

（２）障がい福祉の充実

保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係機関や地域が連携し、障がい児・者の福祉の増進や安心して暮らすことのできる地域社会の実現にむけた取り組みを推進します。

- 切れ目のない障がい福祉サービス等の充実（障がいの早期発見・療育・治療などの推進、児童福祉から高齢者福祉までライフステージに応じた医療・教育・就労施策が連携した支援体制の構築など）
- 生活支援のための地域づくり・相談支援の強化（福祉施設入所者、精神科長期入院患者の地域生活への移行推進、地域自立支援協議会を中心とした関係機関のネットワーク充実、アウトリーチやピアカウンセリング（※2）などを実施する相談支援体制の整備、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えたコーディネート機能の強化や社会資源の整備の推進など）
- 多様なニーズに対応した支援（重症心身障がいの状態にある人や、医療的ケアを必要とする障がいのある人に対する医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の構築、障がいのある人による情報の取得・利用のためのコミュニケーション手法の充実など）
- 差別解消および権利擁護の取り組みの推進（障がいによる差別解消および権利擁護にむけた相談体制の充実並びに関係機関と連携した取り組みの推進、地域や施設などでの虐待からの救済または未然に防止する取り組みなど）



障害者地域活動支援センターでの活動

（※2）ピアカウンセリング…疾患者同士が支え合う自主生活運動のこと。

（３）支え合う地域づくり

誰もが生き生きと地域で暮らせるよう、地域の支え合いを支援します。

- 地域福祉コーディネーターの適正配置・確保（地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの配置および連携強化による地域支援、地域における住民主体の課題解決力強化など）

5. 個別計画等

◇ 糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画

◇ 糸満市障がい者計画

◇ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

政策 3

高齢者の保健福祉を充実させる



1. 政策の方針

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと、安心して暮らしていける長寿社会の実現を目指して、福祉、介護、保健分野のサービス提供のほか、生きがいづくり、就労支援、権利擁護、地域の支え合い、在宅医療との連携など、高齢者を支えていくための体制を構築、推進します。

2. 現状・課題

高齢者人口が毎年増加を続けている中、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年には、これまで以上に後期高齢者が増加し、さらにその先の令和 22（2040）年にむけて急増が予測されています。

急速に高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていく中、同じ地域で暮らす住民一人ひとりが地域で支え合い、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進める必要があります。

本市では、高齢者の増加に伴い、医療費や介護にかかる費用が増えています。今後は、健康寿命の延伸につながる高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みが重要となります。

介護保険制度については、介護予防と適正なサービスの利用について、市民理解の向上に努めるとともに、介護予防サービスの充実を図りながら、要介護状態への移行防止と、進行の抑制に取り組む必要があります。

今後も増加が予想される認知症高齢者については、高齢者の権利擁護を推進しながら、認知症の早期発見、早期対応につながる取り組みや介護者に対する支援体制の整備が必要です。

高齢期においては、医療、介護を必要とする割合の増加、就労機会および所得の減少、社会参加の制限など、多様な生活課題に直面します。こうした課題の解消を進めながら、高齢者が元気で住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化、推進が求められています。



デイサービス風景

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
通いの場（地域デイサービス等）への参加人数 [人]	1,919	2,100	2,400
認知症サポーター数（累計） [人]	4,030	6,000	7,500
介護予防ボランティアポイント制度への参加人数 [人]	—	200	220

4. 施策の展開

（１）地域包括ケアシステム機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センター機能の強化を図ります。

- ・ 総合相談の充実（地域包括支援センターの増設など）
- ・ 権利擁護体制の整備（権利擁護相談の充実、虐待の早期発見と防止、成年後見制度の利用促進など）
- ・ 地域ケア会議の充実（高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制や地域課題に関する検討等の実施など）
- ・ 在宅医療と介護連携の推進（在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備など）
- ・ 認知症高齢者等への支援の充実（認知症の早期対応による包括的支援、認知症対策の推進など）

（２）健康・介護保険サービスの充実

介護保険事業計画に基づき、サービスの供給体制の確保を進めるとともに、利用者の視点にたったサービスを確保、維持するため、介護保険サービス事業所等に対する実地指導等の強化や介護給付費の適正化を図ります。

- ・ 介護保険サービスの質の向上（介護サービス事業所への指導および監査、ケアマネジメント力の資質向上、介護人材の確保など）
- ・ 介護給付の適正化等の推進（介護給付等費用適正化事業の強化など）

（３）健康・介護予防の推進

高齢者の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、フレイル（虚弱）予防の普及・促進、通所または訪問による各種の介護予防・生活支援サービス事業を推進します。

- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業実施（健康課題の分析、個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の実施など）
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の推進（訪問型および通所型サービスの推進、生活支援サービス（配食サービス）・介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業の実施など）

（４）生きがいつくりと社会参加の推進

元気な高齢者が地域の支え手として活躍することは、自身の生きがいや介護予防につながります。高齢者が地域と関わりながら、主体的に活動できるよう、就労や活動場所の提供等に努め、地域での活動を支援します。

- ・ 地域における生活支援体制づくりの推進（介護予防ボランティアポイント制度の推進、担い手の養成講座の実施、生活支援コーディネーターによる地域活動の推進など）
- ・ 生きがいつくりの推進（老人クラブの活動促進、シルバー人材センターの活用促進、スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進など）

5. 個別計画等

◇ 糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画

◇ 高齢者福祉計画および介護保険事業計画

目指すまちの姿 2 「市民みんなが心身ともにすこやかに暮らす糸満市」 糸満市 SDGs のゴール（目標）

困難な状況に置かれた人にきちんと支援の手が届く体制が充実しています。暴力や貧困、超えられない格差などを断ち切る取り組みがなされ、社会から取り残される子どもや弱い立場の人が減っています。

医療体制や社会保障制度がより健全に保たれ、市民が健康で質の高い生活を享受しています。

政策 1	政策 2	政策 3
     	       	